

教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和6年3月21日(木) 午後2時00分から午後3時27分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:26名 欠席:0名	出席:尾池議長、今井委員、酒井敏委員、富沢委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、 眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、竹下委員、篁委員、 永倉委員、轟木委員、仲井委員、小川委員、細川委員、 林委員、藤森委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 静岡県立大学副学長候補者の選考に係る教育研究審議会の意見について</p> <p>(2) 令和6年度 教員人事委員会の委員候補者の指名について</p> <p>(3) 教育研究審議会における理事長選考会議委員の選出について</p> <p>(4) 令和6事業年度 年度計画(案)について</p> <p>(5) 教員活動評価 評価項目の見直しについて</p> <p>(6) 静岡県立大学研究倫理審査委員会学識経験者委員の委嘱について</p> <p>(7) カリフォルニア大学バークレー校(アメリカ)との大学間交流協定の更新について</p> <p>(8) 静岡県立大学学則の一部改正について(全学共通科目)</p> <p>(9) 静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程一部改正について</p> <p>(10) 静岡県立大学通称名使用の取扱いに関する規程の制定について</p> <p>(11) 大学等における修学の支援に関する法律施行令等の改正に伴う静岡県公立大学法人の学資支給及び授業料等の減免等に関する事務処理規程の改正について</p> <p>(12) 静岡県立大学動物実験規程及び静岡県立大学動物実験センター管理規程の一部改正について</p> <p>(13) 間接経费率引き上げにかかる関係規程の改正について</p> <p>(14) 静岡県立大学客員共同研究員規程の一部改正について</p> <p>(15) 2025年度 一般選抜後期日程2段階選抜実施予告倍率の変更について(経営情報学部)</p> <p>(16) 客員教授等の称号付与の推薦について(薬学部7件)</p> <p>(17) 客員教授の称号付与の推薦について(食品栄養科学部1件)</p> <p>(18) 客員教授の称号付与の推薦について(経営情報学部1件)</p> <p>(19) 客員教授の称号付与の推薦について(食品栄養環境科学研究院1件)</p> <p>(20) 臨床教授の称号付与の推薦について(薬学部3件)</p> <p>(21) 客員教授の称号付与の推薦について(グローバル地域センター1件)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和6年度 部局長等名簿</p> <p>(2) 2023年度 科学研究費助成事業の採択結果について</p> <p>(3) 大学の世界展開力強化事業(COIL)事後評価結果について</p> <p>(4) 2024年度 短期大学部 年間行事計画の変更について</p> <p>(5) 配分間接経費の使途項目検討状況について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和6年2月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 静岡県立大学副学長候補者の選考に係る教育研究審議会の意見について

(説明者：尾池議長)

令和6年3月31日付けで現学長の任期が満了することに伴い、学長の職務を助ける副学長を新たに選考し、円滑な大学運営を確保するため、「静岡県立大学副学長の所掌事項、任期及び選考に関する規則」第5条第2項の規定により教育研究審議会の意見を求める。

任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、5名の候補者を選出した。

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) 令和6年度 教員人事委員会の委員候補者の指名について (説明者：尾池議長)

「静岡県公立大学法人教員人事委員会規則」第4条第2項から第4項までの規定により、委員候補者を指名する。

なお、本規則第4条第2項前段の規定に基づく候補者は12名、第4条第2項後段の規定に基づく候補者は1名を選出したため、それぞれ指名する。

審議事項(2)について提案のとおり承認された。

(3) 教育研究審議会における理事長選考会議委員の選出について

(説明者：尾池議長)

教育研究審議会における理事長選考会議委員について、本審議会の議長宛てに、次期の理事長選考会議選考委員選出について依頼があったため、意見を求める。

選考委員は、学長を除いた、教育研究審議会の委員の中から3名を選出することとなっており、3名のうち法人の役員または職員以外の者、すなわち学外委員を1名以上選出する必要がある。

新しい委員の任期は、令和6年4月1日から2年間である。

3名の委員選出について、意見をお願いします。

<意見>

・現委員の選出では、自然科学系及び人文社会科学系のバランスを考え、自然科学系、人文社会科学系の各学部から1名の学部長を推薦している。現在は、薬学部長の石川委員及び国際関係学部長の剣持委員である。

学外委員1名は、現在国立遺伝学研究所所長の花岡委員であり、花岡委員は大学で教授を務めた経験もあり、高等教育に精通している。

以上の3名は、令和6年度も教育研究審議会の委員として務める任期があることから、引き続いて教育研究審議会から選出する理事長選考会議選考委員として、石川委員、剣持委員、花岡委員の3名を推薦する。(委員)

審議事項(3)について提案のとおり承認された。

(4) 令和6事業年度 年度計画(案)について (説明者：今井委員)

令和6事業年度の年度計画案は、中期・年度計画推進委員会において策定作業を進めとりまとめた。

令和6事業年度の年度計画の策定に当たっては、第3期中期計画の重点課題を念頭に置き、同計画の最終年度として現計画の達成と第4期中期計画を見据えた取組

を行う計画とした。

年度計画の構成は中期計画を踏まえ、引き続き、教育、研究、地域貢献、グローバル化を柱とする「Ⅰ教育研究等」、「Ⅱ法人の経営」、「Ⅲ自己点検・評価及び情報提供」、安全管理や社会的責任に関する「Ⅳその他」としている。

各部局からの意見や中期計画の達成や社会情勢に対応した取組の推進といった観点から、項目を抽出している。

「1 教育」は、①文部科学省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度に即した授業科目を全学共通科目、食品栄養科学部専門教育科目において実施する。②薬学部において文部科学省の採択事業を推進し、新たな環境へ即応できる薬剤師や地域偏在の課題を解決できる薬剤師を養成する。③国際関係学部において、PBL 英語科目をより効果的に行うための教室を整備する。④看護学部において当該年度に卒業予定の学生に対し、カリキュラム・コンサルティングを実施する。以上のとおり、学習者本位の教育の実現と学生支援及び学びの環境の充実に向けた取組を推進する。

「2 研究」は、①経営情報イノベーション研究科において政策研究センターを新設し、研究科各分野の政策に関する知見や各研究センターの研究と融合を図り、政策課題の研究を推進する。②外部 TLO との連携による国内外企業との技術移転活動の充実、本学教員及び学生によるスタートアップ創出支援を行う。③URA の配置や研究費の間接経費配分制度の実施など、教員の研究支援体制の整備を図る。以上のとおり、研究力強化と研究支援体制の整備、充実を図る。

「3 地域貢献」は、①生涯健康サイエンスフェスを開催し、県内大学と連携・協力の下、学術研究の情報発信、地域還元を行う。②地域や社会のニーズに応える社会人向け講座、リカレント教育を実施する。以上のとおり、本学の人的資源・知的資源及びネットワークを活用した地域連携・地域貢献活動を推進する。

「4 グローバル化」は、①留学や国際交流に関する相談体制、情報提供体制の整備・充実、オンラインを含む新たな語学研修プログラムを構築する。②外国人留学生の確保に向けた国や県等の国際交流事業への参加、国内外への情報発信の強化に資する Web コンテンツの充実を図る。以上のとおり、国際感覚を持った人材の育成に向けた取組を推進する。

「Ⅱ法人の経営」については、①事務の見直しによる効率的な業務執行体制の構築。②学内外の講習会や研究会を活用した、教職員のコンプライアンス意識の向上と徹底を図るなど、本学の持続的な発展に向けた組織運営基盤の強化を推進する。

「Ⅲ自己点検・評価及び情報提供」及び「Ⅳその他」においては、①大学認証評価や法人評価における課題等への対応と第4期中期計画の策定。②学生広報大使や SNS など多様な媒体を活用した大学の魅力を発信する。③ハラスメント相談センターの組織化による相談体制を強化する。以上のとおり、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向け、ガバナンス機能の強化を図る。

以上の点を令和6事業年度計画に盛り込み、取り組んでいく。

今後のスケジュールは、経営審議会、役員会において承認後、3月末に県に提出する。

<意見>

・「3 地域貢献」に記載の「草薙カルテッド」とあるが、「カルテッド」は正しい用語か。(学外委員)

<回答>

・「草薙カルテッド」は固有名詞である。(議長)

審議事項（４）について提案のとおり承認された。

（５）教員活動評価 評価項目の見直しについて（説明者：今井委員）

教員活動評価について、各部長からの提案により評価項目及び評価点の見直しを行ったため、教員活動評価規程第５条第２項の規定により、学長に提案の上教育研究審議会に諮る。

教員活動評価制度は、教員の教育研究活動などの一層の向上を図ることを目的とし、平成２３年度から毎年度実施している。評価方法は、教育活動、研究活動、社会貢献等の活動及び大学運営等への寄与の４つの領域において、最初に領域別の評価を行い、その結果を踏まえ総合評価を行うという方式としている。

平成２６年度（平成２５年度実績評価）から業績優秀者に対し学長表彰を行っている。また、平成２９年度からはサバティカル制度を利用する教員を選定するための資料にも使われている。

評価項目の見直しは、大きく分けて２つある。

１つ目は項目の追加である。COILを導入した授業などを実施するに当たり、１コマ数当たりの基準点を新たに設定する。本項目は、大学５学部、短期大学部及び言語コミュニケーション研究センターすべてに共通して設定する。

また、大学運営に関する領域において、大学間交流協定を締結するに至った際の調整努力を評価するため、専門教員に対して開拓校数に応じた基準点を新たに設けるとともに、単位互換制度、交換留学制度構築及び見直しに伴う交流協定更新に当たっての教員の調整努力についても、協定校数に応じた基準点を新たに設ける。なお、単純な協定の更新については加点しない。この２つの項目は、大学５学部及び短期大学部に設定したが、言語コミュニケーション研究センターについては、海外語学研修プログラム協定校の開拓や調整が既に評価項目として設定されているため、今回は追加しない。

その他学生の海外研修引率について、国際関係学部、看護学部、言語コミュニケーション研究センターでは既に評価項目として設定されているが、今回新たに薬学部、食品栄養科学部、経営情報学部の項目として追加する。

２つ目は項目の削除である。新型コロナウイルス感染症に係る職域接種について、令和３年度、令和４年度のみ実施され、令和５年度は実施されていないため、評価項目から削除する。

以上の評価点見直しの適用は、教員活動評価規程第５条第２項の規定により、令和７年度評価から適用する。ただし、職域接種項目の削除については、今年度は職域接種が実施されていないため、令和６年度（令和５年度実績評価）の評価から適用する。

審議事項（５）について提案のとおり承認された。

（６）静岡県立大学研究倫理審査委員会学識経験者委員の委嘱について

（説明者：今井委員）

静岡県立大学研究倫理審査委員会規程第２条第１項第６号の規定に基づく学識経験者として委員を選任し、学長が委嘱する。

本件は現委員の任期満了に伴い選任するものであるが、現委員に対して再任をお願いする。

任期は、２０２４年４月１日から２０２６年３月３１日の２年間とする。

審議事項（６）について提案のとおり承認された。

(7) カリフォルニア大学バークレー校（アメリカ）との大学間交流協定の更新について
（説明者：富沢委員）

カリフォルニア大学バークレー校との大学間交流協定更新について、同大学との協議の結果、更新の意思が確認できたため協定の更新を行う。

同校とは2007年6月に大学間交流協定を締結し、その後も協定の更新を重ね、前回は2018年10月に5年間有効の更新を行っている。

協定期間中は本学教員を講師として派遣、あるいは先方から教員を迎え入れ、研究発表するなどの教員交流を中心として連携を深めた。

協定事項の内容は、主に共同研究、共同会議、ワークショップ、シンポジウム、セミナー、研修プログラム、教員及び学生研究員の交流などを挙げている。

また、本協定は法的な義務及び財政的な責任を課すものではない旨の記載がされている。

協定の有効期間は署名から5か年とし、更新の可能性を有する。

前回協定からの主な変更点は、同校の様式変更に伴い文言等を合わせるなどであり、大きな変更はない。

広報及び商標の使用、知的財産については、必要に応じ別途協定を結ぶこととし、機密情報の公示、情報等の開示について、本協定の効力はないものとする。

審議事項（7）について提案のとおり承認された。

(8) 静岡県立大学学則の一部改正について（全学共通科目）（説明者：今井委員）

全学共通科目の新設について、令和6年2月22日の教育研究審議会において承認されたが、一部誤りがあったため再審議をお願いする。

ふじのくに地域・大学コンソーシアムからの提供申請に基づき、しずおか学の中にふじのくに学5科目を新設するという内容であったが、その中の「ふじのくに学（ガストロノミーツーリズム）2単位」と「ふじのくに学（魅力ある食と地域づくり）2単位」は同内容の科目であることから、後述の「ふじのくに学（魅力ある食と地域づくり）2単位」の新設とし、その他の3科目を含む計4科目の新設とする。

審議事項（8）について提案のとおり承認された。

(9) 静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程一部改正について
（説明者：酒井敏委員）

本規程について2点改正する。

1点目は、規程第4条の大学発ベンチャーの申請条件について、大学発ベンチャー企業の兼業許可は、大学発ベンチャーの認定を受けた後にしか許可できないとされていたが、申請条件には「兼業規程、その他本学における関係規則等に定める所用の手續、許可等が適正になされていること」とあることから、これらの矛盾を解消するため、第4号の申請の条件を削除する。なお、第4号の申請条件については、第6条に教職員の責務として新たに条立てする。

2点目は、第10条の認定大学発ベンチャーへの支援事業について、脱字の改正及び知的財産権の優遇措置を第3号に追加する。追加に当たっては、認定ベンチャーを大学所有の知的財産権の面から支援することを趣旨とし、認定ベンチャー起業の教職員が社会実装を目指して自ら発明を実施する場合に、大学所有となっている知的財産権を認定ベンチャーに優先実施許諾することや、実施許諾料を大学に支払う場合の当該対価の支払いを分割、猶予するなどの支援を行うことで、認定ベンチャー

一が経営を加速するために必要な措置を講ずることを明記している。これに伴い、認定ベンチャーのベンチャーキャピタルからの資金調達、草創期の資金繰り支援を行いたいと考えている。

本規程の施行日は、令和6年4月1日とする。

審議事項（9）について提案のとおり承認された。

(10) 静岡県立大学通称名使用の取扱いに関する規程の制定について

（説明者：細川委員）

本学では、入学時に本人からの申請を受けた場合に学生証や履修登録の際には、戸籍上の氏名とは異なる通称名の使用を認めているが、一方で卒業時の学位記及び卒業後の証明書については原則戸籍上の氏名を記載し、通称名は使用されていないため、学籍情報の氏名との相違が生じるなど、確認業務が煩雑になっていた。

現状、通称名使用に関する明確な定めがないため、今後は申請書による管理を可能とし、学生の通称名使用手続き及び事務手続きに関する懸念事項の払拭を図るべく、混乱やアウティング等の不利益を回避することを目的に静岡県立大学及び短期大学部共通の静岡県立大学通称名使用の取扱いに関する規程を制定する。

規程の主な内容は、第3条に「通称名を使用できる場合」を条項とし、第8条には「卒業、修了又は退学後の取扱い」を条項とし、通称名を使用していた学生に係る文書等の申請及び交付は、当該学生が卒業、修了又は退学後においても通称名により行うものとする。

審議事項（10）について提案のとおり承認された。

(11) 大学等における修学の支援に関する法律施行令等の改正に伴う静岡県公立大学法人の学資支給及び授業料等の減免等に関する事務処理規程の改正について

（説明者：細川委員）

多子世帯に関する支援区分の新設に伴う関係規程の改正を行う。

今回対象となる多子世帯とは、扶養する子供が3人以上である世帯のことで、多子世帯の中間層とは、従来支援のなかった世帯年収約380万円から600万円の世帯に対しての支援区分が新設され、現行制度における最大支援額の4分の1の減免が規定されるというものである。

具体的には、第3条第4号に授業料減免の額を「4分の1に相当する額（学部は70,500円、短期大学部の学科は42,300円を限度とする。）」という規程を設ける。

その他、在学中の支援継続願の届出を廃止する。

審議事項（11）について提案のとおり承認された。

(12) 静岡県立大学動物実験規程及び静岡県立大学動物実験センター管理規程の一部改正について

（説明者：森本動物実験委員会委員長）

令和5年11月24日に動物実験に関する外部検証が行われ、指摘された事項を踏まえ、関連する規程を改正する。

静岡県立大学動物実験規程は、第4条の見出しを「組織」から「学長の責務」に修正し、条文では「責任を負う」「不承認」という表現に改正する。その他、学長の責務の中に「施設等の変更」に関する承認・不承認の決定も加える。その他、動物実験委員会を設置する目的を端的にまとめるようにという指摘を受け、第2項の条文を改正する。

第5条は、「動物実験計画の指針」が何を指すのか分からないという指摘があったため、「基本指針」に修正する。また、動物実験委員会の役割について「外部検証及び情報公開」に関することを追加する。

第11条は安全管理について、「麻薬・向精神薬等の使用」を条文に追加するよう指摘があったため、そのとおり改訂する。

第12条及び第13条は飼育保管施設と実験室に関して、設置についてだけでなく変更についても規定するよう指摘があったため、条文にその旨を追加する。

第19条は動物実験の健康及び安全の保持に関して、「飼育保管基準の遵守」が不明確であったため「マニュアルを遵守」と改訂する。

第29条には「人獣共通感染症」に関しての条項を新設し、改正前第29条（改正後第30条）の教育訓練に関する項目に「人獣共通感染症」に関する事項を追加する。

静岡県立大学動物実験センター管理規程は、第7条の動物実験実施者の登録先を「動物実験委員会」から「動物実験センター」に修正するよう指摘があったため、そのとおり改訂する。

審議事項（12）について提案のとおり承認された。

（13） 間接経費率引き上げにかかる関係規程の改正について

（説明者：藤村教育研究推進部長）

電子ジャーナル購読費用や知的財産権取得保持費用など、本学における研究環境を維持・整備、本学の教員の研究を支援する経費に充てるべく、間接経費率の引き上げの必要性について教育研究委員会で検討を重ねてきた。間接経費率の引き上げに関しては、引き上げの必要性、インセンティブ制度の導入などの内容などについて各部局で議論をいただき、理解いただいたという判断の下、引き上げに係る関係規程の改正を行う。

改正概要は、現状の間接経費率6%を受託・共同研究費については18%、研究助成金・奨学寄附金については12%とする。

今回の改正は第一段階であり、最終的には、令和9年10月に第二段階の改正を予定している。

改正する規程は、静岡県公立大学法人共同研究取扱規程、受託研究取扱規程、寄附金等取扱規程の3つであり、間接経費率をそれぞれ改正する。

当該規程の施行日は令和6年10月1日とし、施行までの間、企業等への理解をいただくよう周知に努める。

審議事項（13）について提案のとおり承認された。

（14） 静岡県立大学客員共同研究員規程の一部改正について

（説明者：藤村教育研究推進部長）

令和6年2月22日の教育研究審議会において、各部局に客員共同研究員規程の改正についての意見の照会をし、規程改正案に対して異論がなかったため改正する。

改正の趣旨は、研究活動の国際化・オープン化や安全保障輸出管理の厳重化の観点から、客員共同研究員に関する安全保障輸出管理の確認、秘密保持、発明、知的財産の取扱い、その他所定規則遵守、制約、事故等の損害に係る賠償責任等について、規程に明文化するためである。

規程施行は、令和6年4月1日とする。

なお、前回の教育研究審議会において研究生の取扱いについて質問があったが、研究生以外の客員教授、附置センターの研究員などについても規程改正が必要である

と考えており、今後規程改正が必要なものを整理し、本規程に準拠した改正を進める。

審議事項（14）について提案のとおり承認された。

- (15) 2025年度 一般選抜後期日程 2段階選抜実施予告倍率の変更について（経営情報学部）
（説明者：六井委員）

本年度の経営情報学部一般選抜後期日程は、志願倍率が 18.6 倍であったことから、2段階選抜を行った。

要綱には、2段階選抜の実施予告倍率は5倍と記載されているが、第1段階選抜後も16.5倍となり大きな乖離があった。また、後期日程の募集人数が現状15名であるのに対し来年度は10名に変更となることを踏まえ、2025年度の2段階選抜実施予告倍率を22倍に変更する。

入試制度変更にあたっては2年前ルールがあり、本件の変更について文部科学省に確認を行ったところ、「足切りの基準を緩和することになり、受験者に対して不利益になることはない」ということで、十分に周知すれば問題ないとの回答を得た。

審議事項（15）について提案のとおり承認された。

- (16) 客員教授等の称号付与の推薦について（薬学部7件）（説明者：石川委員）

薬学部における客員教授等の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（16）について提案のとおり承認された。

- (17) 客員教授の称号付与の推薦について（食品栄養科学部1件）（説明者：伊吹委員）

食品栄養科学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（17）について提案のとおり承認された。

- (18) 客員教授の称号付与の推薦について（経営情報学部1件）（説明者：六井委員）

経営情報学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（18）について提案のとおり承認された。

- (19) 客員教授の称号付与の推薦について（食品栄養環境科学研究所1件）

（説明者：三浦委員）

食品栄養環境科学研究所における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（19）について提案のとおり承認された。

- (20) 臨床教授の称号付与の推薦について（薬学部3件）（説明者：石川委員）

薬学部における臨床教授の称号付与について、本学推薦教員、教育指導内容、称号付与の期間、主な経歴に関して説明した。

審議事項（20）について提案のとおり承認された。

(21) 客員教授の称号付与の推薦について（グローバル地域センター1件）

（説明者：濱下グローバル地域センター長）

グローバル地域センターにおける客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項（21）について提案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 令和6年度 部局長等名簿（説明者：尾池議長）

令和6年度部局長等は表に記載のとおり。各自確認をお願いする。

(2) 2023年度 科学研究費助成事業の採択結果について（説明者：酒井敏委員）

2023年度科学研究費助成事業について、静岡県立大学と短期大学部を合わせた採択件数は162件で、昨年度から5件減少し、採択金額は今年度3億8千万円で、昨年度から約3,400万円減少したが、高い水準の維持ができています。

本学の新規採択率は30.9%で、研究者が所属する研究機関のうち応募件数50件以上の機関263機関中68位、公立大学内34大学中6位であった。昨年、一昨年と上位30機関にランクインしたが、3年連続のランクインはならなかった。

所属機関の研究者数を考慮した場合、研究者数1人当たりの採択金額は公立大学内で2位。採択件数は、公立大学内で3位であった。

本学は、中区分「47 薬学およびその関連分野」では上位10機関に5年連続ランクインした。

研究種目「若手研究」の採択率は68%で、全体平均採択率40%を大きく上回っている。

(3) 大学の世界展開力強化事業（COIL）事後評価結果について（説明者：富沢委員）

本事業は、上智大学、お茶の水女子大学及び本学の3大学の共同事業として、2018年から2022年度の期間において採択されたもので、昨年7月に事後評価調書を文部科学省に提出し、事後評価が通知されたため報告する。

大学の世界展開力強化事業（COIL）は、グローバル人材の育成と大学教育のグローバルな展開力強化を目的に、高等教育の質の保証を図りながら米国の大学との間でCOIL型教育を活用し、学生の相互派遣を伴う教育連携プログラムを実施する事業を対象とした補助事業のことで、人間の安全保障と多文化共生をテーマとした、課題発見型国際協働オンライン学習プログラムを構築した。

本事業に取り組んだ3大学は、それぞれの強みを活かし、国内循環型の留学生受入の仕組みや多様なCOIL型科目の開発・提供と対面留学を通じ、当該テーマを学ぶ仕組みを構築し、総合評価「A」（事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現された。）という評価をいただいた。

本学の具体的な取組は、COIL型科目の導入、各大学の留学生に対して静岡の企業を紹介する静岡スタディツアー等の実施があり、高い評価をいただいた。

本事業は既に補助事業期間終了となっているが、2023年度からは自主財源により継続可能な事業を実施しており、今後も本事業で得た技術やノウハウを基に連携する範囲を広げ、様々な国とオンライン等を活用し、展開していきたい。

(4) 2024年度 短期大学部 年間行事計画の変更について(説明者:永倉委員)

2024年度 短期大学部の年間行事計画について、1点変更があったため報告する。
一般選抜実施日が令和7年2月15日(土)から2月22日(土)に変更となり、
予備日が令和7年2月16日(日)から2月23日(日)に変更となる。

(5) 配分間接経費の使途項目検討状況について(説明者:小川委員、辻出納室長)

インセンティブ経費として配分される配分間接経費の使途項目について事務局で
検討を進めており、年度末ということで途中経過を報告する。

本内容について、担当室の辻室長から説明をお願いします。

(説明者:小川委員)

各学部・研究科からの回答内容に対し、配分間接経費の使途として妥当か否か整理
したため報告する。なお、最終的には「配分間接経費取扱要領」という形で10月
までに各学部・研究科に示す予定である。

検討中あるいは不可としている項目について、補足説明する。

実習先や共同研究先への手土産代は、現在内部資金・外部資金ともに直接研究費
では認められていないが、常識的な範囲内の茶菓子代について前向きに検討中
である。

ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントの費用は、学術研究目的
の観点から前向きに検討している。なお、ティーチング・アシスタントは別途法人
で予算化しているため、まずはその予算を優先的に利用いただきたい。また、リサ
ーチ・アシスタントは、現在制度化されていないため、必要性から検討する必要が
あると考えている。

予算の繰越を可能にして欲しいという要望については、会計年度独立の原則から、
前向きな回答は難しいと判断する。

予算を積み立て、博士後期課程の学生への返済不要の奨学金、留学費用の原資と
することについては、予算の繰越ができないことから不可とした。なお、学生の国
外旅費については、単年度予算内で認める方向で検討している。また、博士課程の
学生支援策については、配分間接経費の使途とは別に法人での予算化を検討中
である。

次に、削除希望項目として懇親会費が挙げられたが、現状飲食代が含まれる懇親
会については、内部資金・外部資金ともに直接研究費の執行として認められてい
ないが、学会主催の情報交換目的の会合への参加費については、最低限の支出につ
いて前向きに検討中である。

なお、学部・研究科ごとに特定の支出は認めないとするルールを決定いただくこ
とについては、それを妨げるものではない。

今回は10月までにお示しする配分間接経費の当初使途案として示したが、令和7
年度からの配分以降、使途の見直しや配分率の引き上げなど、本内容は適宜見直
していくものと考えている。

(説明者:辻出納室長)

3 その他

(1) 学外委員からの意見

① 花岡委員

今年度も1年間本会議に参加させていただき、感謝申し上げます。また、貴学の教
育・研究の運営に携わる方々においては大変ご苦勞をされ、大学運営が適切に管理
されており、特に学長に対して敬意を表する。

来年度以降もこれまで同様、より一層本学の教育・研究について向上されること

を祈念する。ありがとうございました。

② 酒井公夫委員

冒頭、尾池学長におかれては、全国大学コンソーシアムのイベントで一緒に参加させていただいたことが非常に楽しい思い出であり、ありがとうございました。

本日の議題の年度計画について、民間企業でも年度計画は作成しており、民間企業の場合は年度の収支予算いわゆる利益計画の内容が中心である。

その中で1番気掛かりなのは、金利の動向である。一昨日、日本銀行（以下、「日銀」という。）がゼロ金利からの脱却（マイナス金利からの脱却）を発表したが、恐らく新年度中は大きな動きには繋がらないと考えている。その理由は、物価、賃金、消費はサイクルとなっており、今回は物価上昇及び賃金上昇を受け、ゼロ金利の脱却に繋がったと理解しているが、日銀が本来思い描いているゼロ金利解消ではないからである。例えば、物価上昇は、戦争、コロナ感染症などの影響を受け上昇している要素が非常に強い。また、賃金上昇もその物価上昇の影響を受けたことや、人口減少に伴う企業等の労働者確保によるものであると考える。今後は、物価上昇、賃金上昇が消費増加に繋がるかがポイントとなり、この循環が回り始めた場合、ゼロ金利からの脱却の影響などが出てくるのではないかと思う。

弊社の場合、良く言えば「投資先行型企业」であり、悪く言うと「借入金の大きい企業」であるため、金利の影響は非常に大きいことから、年度計画策定に当たっては金利を高めめの想定とし、保守的に計画を組んでいる。以上により、金利部分については想定内に収まると思うが、人件費高騰（賃金上昇）が想定を上回るレベルになる可能性があり、最終的にどのような決算を迎えるかは注視していく必要がある。

給料を上げても労働人口は増えないことから、今後はDXを駆使するなど、少人数で対応可能な企業に仕立てることが重要になってくると考えている。

担当：経営財務室 市野 雄基